

(案)

平成29年6月8日

岐阜中警察署
署長 森 泉 様

岐阜市長 細 江 茂 光

大野 通元市議に係る告発の件について

大野 通元岐阜市議会議員が政務活動費（政務調査費）に係る問題で告発された件について、本市の被害の認識及び処罰意思に関し、次のとおり申し上げます。

警察より、大野氏が平成23年5月から平成27年4月までの政務活動費（政務調査費）の収支報告において、合計28件151,131円を架空計上し、81,868円の返還を不正に免れていたとの情報提供を受け、確認したところ、本来返還を受けるべき被害分として、129,261円があるという事実を認識し、大野氏本人もこれを認めたとの報告が岐阜市議会議長からありました。

また、あわせて、大野氏本人の申し出により、平成29年6月1日に収支報告書を修正し、全額を市に返還されたとの報告を受けておりますので、然るべき対応をされたものと思っております。

以上を踏まえ、大野氏本人に対する処罰に関しましては、法令に照らして適正に対処されますことを望みます。

平成29年岐阜検察審査会審査事件（申立）第51号

申立書記載罪名 有印私文書偽造・同行使，虚偽有印公文書作成・同行使，
詐欺

検察官裁定罪名 同上

議決年月日 平成30年5月29日

議決の要旨

上記被疑者に対する有印私文書偽造・同行使，虚偽有印公文書作成・同行使，
詐欺被疑事件（岐阜地検平成29年検第3107号，第3108号）につき，平
成29年10月11日に上記検察官がした不起訴処分の当否に関し，当検察審査
会は，上記申立人の申立てにより審査を行い，次のとおり議決する。

議決の趣旨

本件不起訴処分は不当である。

議決の理由

1 検察審査会の判断

本件不起訴記録及び審査申立書等を精査し，慎重に審査した結果，検察官が
した不起訴処分を不当とする理由は次のとおりである。

- (1) 詐取金額が少額であること，岐阜市に対して弁償していること，岐阜市
長からの適正対処をのぞむ書面があること，被疑者が社会的制裁を受けた
ことなどを理由に検察官が不起訴処分としたことは納得できない。
- (2) 被疑者が支払額を水増しして政務活動費等の返還を免れようとした行為
は極めて悪質であり，今後の同様な行為の発生を防ぐためにも検察官が不
起訴処分としたことは納得できない。

よって，検察官に再考と再捜査を求めるため，上記趣旨のとおり議決する。

平成30年5月29日

岐阜検察審査会

